

消防法施行令の一部を改正する政令等について

令和 4 年 3 月
消防庁 予防課
消防庁危険物保安室

【改正概要】

消防法施行令別表第一（15）項に掲げる防火対象物のうち畜舎等について、火災予防の実態に即した適切な規制を課すため、消防用設備等の設置基準に係る規定の整備を行うほか、消防設備士免状及び危険物取扱者免状の写真の規格に関する事項について所要の改正を行うものである。

【改正法令等】

- ・ 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）
- ・ 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）
- ・ 危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危規則」という。）
- ・ 畜舎等に係る基準の特例の細目（新規制定）

1. 消防法施行令の一部を改正する政令について

【改正理由】

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、一定の要件を満たした畜舎について建築基準法の適用を除外するための所要の法整備を行うこととされたことを受け、第 204 回国会において畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。）が制定された。

また、同計画において、「消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく各地域の規制の実態を調査し、（中略）規制の見直しを行う必要があるか検討を行う」とされたことを契機として、消防庁では、畜舎における消防法令の適用状況に係る調査を実施するとともに、「予防行政のあり方に関する検討会」の部会である「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」を開催し、技術的な検討を進めてきたところである。

その結果、実態に即して合理的で統一的な基準を定める必要があるとの結論に至ったことから、今般、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

現行の消防法令において、いわゆる畜舎等は、令別表第一（15）項に掲げる防火対象物に該当し、面積等に応じ、消火器のほか、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備、自動火災報知設備、消防用水などの消防用設備等の設置が必要となるが、実際には、管轄消防本部の消防長・消防署長の判断により、令第 32 条の規定に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置が免除されている例が多い（畜舎全体の 8 割弱が令第 32 条の特例適用により消火

器のみを設置) 状況である。

今般、そうした特例適用の状況等も踏まえ、政令においても、畜舎を含む令別表第一(15)項に掲げる防火対象物について、規則で定める消防用設備等の設置で足りることとする特例を定めることができることとするための規定を設けるものである。

【施行期日】

令和4年4月1日

2. 消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令について

(1) 畜舎等に係る基準の特例に関する事項

【改正概要】

「1 消防法施行令の一部を改正する政令」に基づき、畜舎のほか、当該畜舎の関連施設(※)や堆肥舎について、次の要件①②を満たす場合は、消防用設備等の設置について適用する基準の特例を定めるもの。

※ 搾乳施設及び畜舎に附随する集乳施設。

- ① 防火上及び避難上支障がないこと
- ② 周囲の状況から延焼防止上支障がないこと

<基準の特例の概要>

○ 消火器具

実態に応じて設置基準を緩和する。

現行基準	緩和基準
各部分から20メートルごとに配置する。	<u>専ら家畜の飼養又は排泄物の処理若しくは保管の用に供する部分を除く</u> 各部分から20メートルごとに配置する。

○ 屋内消火栓設備・屋外消火栓設備

現行基準	緩和基準
防火対象物の面積、階、構造等により設置する。	<u>設置を不要とする。</u>

○ 自動火災報知設備・非常警報設備

原則、設置は不要。ただし、畜産経営のための簡易な事務等を行う居室が設けられる場合において、当該部分が一定規模以上(※)となる場合は、出火の危険や避難上の支障(特に人命危険のおそれ)に鑑み、設置を必要とする。

※ 一般的な事務用途の建物において自動火災報知設備や非常警報設備の設置が必要となる規模。

	現行基準
自動火災報知設備	・延べ面積 1,000 m ² 以上のもの ・地階、無窓階又は3階以上の階で、床面積が 300 m ² 以上のもの
非常警報設備	・収容人員が 50 人以上のもの ・地階及び無窓階で、収容人員が 20 人以上のもの

※ ただし、自動火災報知設備及び非常警報設備の設置が必要となる場合であっても、実態を踏まえ、専ら家畜の飼養に供する部分には、地区音響装置の設置は要さないものとする。

○ 誘導灯・誘導標識

	現行基準	緩和基準
誘導灯	無窓階及び11階以上の部分	無窓階は、設置が必要。ただし、各部分から二方向に避難可能で、かつ、避難口を見とおし、識別できる構造を有するなど、避難が容易である場合は、設置は不要。
誘導標識	全ての防火対象物 (誘導灯の有効範囲内の部分について誘導標識を設置しないことができる。)	

○ 消防用水

畜舎等が広い敷地に存する大規模なものである場合は、設置が必要。ただし、延焼防止上の一定の条件を満たす場合は、設置基準について、以下のとおり実態を踏まえた緩和を行う。

- ① 木造以外の平屋建てで、高さが 16 メートル以下の場合は、設置基準を緩和 (5,000 m²以上→10,000 m²以上)

	現行基準	緩和基準
耐火建築物	1階及び2階の床面積の合計が 15,000 m ² 以上のもの	1階及び2階の床面積の合計が 15,000 m ² 以上のもの
準耐火建築物	1階及び2階の床面積の合計が 10,000 m ² 以上のもの	1階及び2階の床面積の合計が 10,000 m ² 以上のもの
耐火建築物、準耐火建築物以外	1階及び2階の床面積の合計が 5,000 m ² 以上のもの	1階及び2階の床面積の合計が 5,000 m ² 以上のもの <u>ただし、木造以外の平屋建てで、高さが 16 メートル以下の場合は、床面積が 10,000 m²以上のもの</u>

- ② 2以上の畜舎が接続される場合において、延焼防止上支障のない場合(※)は、別の建物とみなす。

※ 各畜舎が延焼防止上支障ない構造(可燃材料を用いない等)で、相互間の距離が 6 メートルを超え、かつ、接続部分が延焼上支障のないよう措置(不燃材で造り、可燃物を存置しない等)した場合

【施行期日】

令和 4 年 4 月 1 日

(2) 消防設備士免状及び危険物取扱者免状の写真の規格に関する事項

【改正概要】

政府の規制改革の取組において、身分証や資格試験で提出を求める写真のサイズ等の集約が推進されているところ、規則及び危規則において定められている写真のサイズについて必要な見直しを行うもの（見直し対象は以下のとおり。）。

規定	現行サイズ	改正後サイズ
消防法施行規則第 33 条の 6 第 3 項（第 33 条の 7、第 33 条の 13 で準用する場合も含む。）	上三分身像の縦 4.5 cm、横 3.5 cm	上三分身像の縦 4.5 cm、横 3.5 cm又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第 11 号）別表第一に定める要件を満たしたもの
危険物の規制に関する規則第 52 条第 2 項第 1 号（第 53 条、第 58 条で準用する場合も含む。）	上三分身像の縦 4.5 cm、横 3.5 cm	上三分身像の縦 4.5 cm、横 3.5 cm又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第 11 号）別表第一に定める要件を満たしたもの

※ 見直しはパスポート規格の写真（旅券法施行規則（平成元年外務省令第 11 号）別表第一に定める要件を満たしたもの）について追加で定めるものであり、従前の写真についても引き続き使用して差し支えない。

【施行期日】

公布の日から施行する。

3. 畜舎等に係る基準の特例の細目について

【概要】

「2（1）畜舎等に係る基準の特例に関する事項」に関連し、規則第 32 条の 3 第 2 項及び第 3 項の基準の特例を適用する畜舎等の構造等に関する基準並びに当該基準の特例の細目について定めるもの。

① 特例を適用する畜舎等の構造等に関する基準

- ・規則第 32 条の 3 第 1 項第 1 号の防火上及び避難上支障がないものについて
- ・規則第 32 条の 3 第 1 項第 2 号の周囲の状況から延焼防止上支障がないものについて

② 基準の特例の細目

- ・規則第 32 条の 3 第 3 項の規定の読み替え後の令第 27 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の消防庁長官が定める構造について
- ・規則第 32 条の 3 第 3 項の規定による読み替え後の規則第 6 条第 1 号の消防庁長官が定める部分について
- ・規則第 32 条の 3 第 3 項の規定による読み替え後の規則第 24 条第 5 号二及び第 25 条の 2 第 2 項第 1 号ハの消防庁長官が定める部分について

- ・規則第 32 条の 3 第 3 項の規定による読み替え後の規則第 28 条の 2 第 1 項第 3 号口、第 2 項第 2 号口及び第 3 項第 3 号口の消防庁長官が定める部分
- ・規則第 32 条の 3 第 4 項の消防庁長官が定める基準

【施行期日】

令和 4 年 4 月 1 日